

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「二国間等の国際協力を推進すること」について

平成22年8月

大臣官房国際課（麻田千穂子課長）[主担当]
職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室
（福澤義行室長）[技能実習制度推進事業関連]

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること	
施策大目標分野	1
	2
	<p>画・貢献 国際社会への参 画</p> <p>国際化への対応</p>

施策中目標

1	国際機関の活動へ参画・協力し、国際社会に貢献すること
2	二国間等の国際協力を推進すること

【政策体系（文章）】

基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと

施策中目標2 二国間等の国際協力を推進すること

（関連施策）

「国際機関の活動へ参画・協力し、国際社会に貢献すること」（基本目標X－施策大目標1－施策中目標1）は、「国際社会への参画・貢献を行うこと」という点で、本施策と関連しています。

（予算書との関係）

（項）国際協力費：国際協力の推進に必要な経費（一部）

（項）若年者等職業能力開発支援費：若年者等に対する職業能力開発の支援に必要な経費（一部）

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1） 開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	463	426	588	551	450
（決算額）（百万円）	（392）	（421）	（584）	（548）	

3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

(1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】

- 諸外国の保健及び社会福祉の充実については、政府開発援助（ODA）大綱および国連ミレニアム開発目標（MDGs）でも主要目標の一つに取り上げられているところ、特にASEAN地域に焦点を当て、社会福祉および保健医療を一つの省で扱っている我が国の経験を伝えることを通じて、国際社会に貢献する観点から、社会福祉および保健医療の分野における連携をさらに強化するとともに、当該分野での人材育成を強化し、また、ASEANと日本の緊密な関係を更に発展させるため、本事業を実施しています。

（参考：本事業実施の背景）

- 1996年に開催されたリヨンサミットにて我が国が提唱した「世界福祉構想」を受け、東アジアを中心とする地域協力を推進すべく、1997年より2002年まで東アジア社会保障行政高級実務者会合を開催し、社会保障分野における協力関係を図ってきました。本事業は、その実績を踏まえ、一定の社会経済発展段階にあるASEAN地域に焦点を当て2003年より本事業を実施しています。

【技能実習制度推進事業】

- 研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、改正された「出入国管理及び難民認定法」が本年7月1日から施行されました。この改正に合わせ、技能実習制度推進事業を円滑かつ適正に実施することを目的として、本年1月に技能実習制度推進事業運営基本方針（平成5年4月5日厚生労働大臣公示）を改正しています。
- 技能実習制度推進事業運営基本方針に基づいて、推進事業実施機関からの報告及び外国人雇用状況の届出により、技能実習生の実態を把握するとともに、受入れ団体及び実習実施機関に対し、雇用管理の改善、労働条件及び安全・健康の確保等を図るため、必要な指導、支援等を行っています。

(2) 現状分析（施策の必要性）

【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】

- 東南アジア諸国を始めとするアジア・太平洋地域の開発途上国は、1997年のアジア通貨危機を乗り越えたためざましい経済発展を遂げ、現下の金融・経済危機の影響も徐々に克服しつつあります。しかしながら、これまでの経済成長の成果は十分に行き渡っておらず、貧富の差は非常に大きく、貧困削減等に関するMDGsの達成が危ぶまれています。これらの背景より、シンガポールAPEC首脳会議宣言においても、「あまねく広がる成長（inclusive growth）」の必要性を強調しており、ピッツバーグG20サミット首脳声明においては、開発途上国における失業、疾病などのリスクから人々を保護するためのセーフティネットの不備が指摘されています。我が国としても、「東アジア共同体構想」に格差是正、貧困削減などのアジアが抱える課題に対して社会的セーフティネットの構築など、我が国の地域、経験を活用することを盛り込んだところです。

○とりわけ ASEAN 諸国の産業社会の着実な発展は、少子高齢化や核家族化などといった、かつて我が国が経験した急速な人口構造・家族形態の変容をもたらしつつあります。

→アジアにおける先駆的取り組みとして我が国が講じてきた社会保障諸政策に対して、各国からの期待は非常に高くなっています。

→また、本事業は、2004 年から開催されている、ASEAN+3（日・中・韓）保健大臣会合、社会福祉大臣会合を支える事業として位置づけられるとともに、我が国が進める「東アジア共同体」構想の具体化に資するものです。

【技能実習制度推進事業】

○技能実習制度は開発途上国への技能移転を通じた国際協力を目的とする制度です。平成 5 年の制度開始以来、本制度による外国人研修生・技能実習生の数は年々増え続け、現在では約 20 万人の外国人研修生・技能実習生が我が国に滞在しています。

○しかしながら、一部の受入れ企業・団体において研修生・技能実習生を実質的に低賃金労働者として扱うなど、不適正な受入れが行われていたため、規制改革推進のための 3 カ年計画（再改定）（平成 21 年 3 月閣議決定）により、研修生・技能実習生に対する保護措置の整備・拡充が提言されています。

→監理団体及び実習実施機関に対する巡回指導の強化、技能実習生に対する母国語電話相談、労働基準法などの法的保護に関する講習が的確に実施されるよう、各種支援等を実施する必要があります。

（3）施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】

○平成 20 年 10 月、会計検査院より、以下の指摘を受けました。

- ・本事業受託業者の勤務実績表がないなど、業務に従事した日数または時間数を実績に基づいて計算していない。

→平成 19 年度事業精算分より、勤務実態に合わせた計算とし、改善されています（平成 21 年 4 月 14 日）。

○平成 20 年 12 月 16 日、総務省「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」により、以下の指摘を受けました

- ・企画競争において説明会開催日から企画書提出締切日までの期間が短期間（10 日未満）となっている。

→平成 21 年度契約案件では説明会を開催していないものの、公示期間を 9 日間から 15 日間に延長することとし、改善されています（平成 21 年 4 月 8 日）。

- ・応募（応札）条件として同種又は類似業務の実績を設定している。

→平成 21 年度契約案件より仕様書を変更し、応札条件から同種または類似業務の実績を削除し、改善されています（平成 21 年 4 月 8 日）。

【技能実習制度推進事業】

○平成 20 年 10 月、会計検査院より、以下の指摘を受けました。

- 外国人研修・技能実習制度については、実習移行後の技能検定の受験を促進するなど技能の修得状況の把握に努めること。
 - 技能実習制度推進事業運営基本方針の改正を行い、策定した技能実習計画に基づき検定・資格試験の受験その他の技能評価の手法により修得した技能等を評価することとしました（平成22年1月22日）。
- 受入れ企業等に対して実施している巡回指導については、その効率的な実施に努めること。
 - 実習実施機関の監理を行う受入れ団体への巡回指導の実施件数を増加することにより、受入れ団体への指導の効果が受入れ団体の傘下にある実習実施機関に対しても波及するよう、巡回指導の効率化を図っています（平成21年度から実施）。
 - （受入れ団体への巡回指導実施件数 平成19年度：98件→平成21年度：1397件、
実習実施機関への巡回指導実施件数 平成19年度：8041件→平成21年度：9557件）
- 途中帰国・失そうの原因を分析してその防止に努めること。
 - 実習実施機関を対象として途中帰国の状況等を把握し、経済状態の変化による途中帰国数が大幅に増加したことから、企業の倒産などにより技能実習の継続が困難になった技能実習生に対しては、技能実習が継続できるよう支援を行っています（平成20年度から実施）。
 - （技能実習生における継続支援の対象者数 平成21年度：266人（うち35人が別の実習実施機関に移籍済み））

4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者（各国の代表者）へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合 （前年と同程度/毎年度）	-	-	4.1/5点 中	4.4/5点 中	4.2/5点 中
達成率		-	-	-	107%	95%
2	技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 （95%以上/H17～H20） （90%以上/H21）	92%	93%	94%	91%	88%
達成率		97%	98%	99%	96%	98%
【調査名・資料出所、備考等】						
指標1について 資料出所：厚生労働省調べ（参加者からのアンケート5点満点評価の平均値）						
指標2について 資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者（各国の代表者）（人）	24	33	32	29	32
2	技能実習生から、実習修了時に技能実習目標を「十分に達成できた」との評価を受ける割合	-	97%	97%	96%	97%
3	技能実習生受入れ団体・企業に対する巡回指導件数	5,945件	6,318件	8,139件	11,170件	10,954件
【調査名・資料出所、備考等】						
参考統計1について						

資料出所：厚生労働省調べ（会合参加者出席リストに基づく）

参考統計 2 について

資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ

参考統計 3 について

資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ

（指標の分析：有効性の評価）

指標 1 について

- 「会合が有効だった」とする割合は過去会合に於いて 5 点満点中 4 点以上と前年度と同等
→ 本事業は有効だと評価されており、我が国の国際的評価・信用を高めています。

指標 2 について

- 目標値を達成していない
→ 金融危機に伴う景気の悪化により、実習実施機関の倒産を理由とする技能実習生の途中帰国が平成 21 年に著しく増加（3,626 人）したため、目標値を下回る結果となったと考えられる。
- 他方、技能実習生から技能実習目標を「十分に達成できた」と評価される割合が 97%。
- 巡回指導の件数も目標数（10,500 件/平成 21 年度）を上回っている。
→ 巡回指導を通じて受入れ団体・企業を指導することにより、技能実習生の技能実習目標が高い割合で達成されているものと考えられる。
- 開発途上国への技能移転を図ることで、二国間の国際協力等を推進するという本事業の目的に照らし、一定の成果を挙げているものと評価できる。

（効率性の評価）

指標 1 について

- 記述式の参加者アンケートによるとテーマに関連する現場視察に対する評価が高く挙がっており、
→ 保健医療・社会福祉分野における我が国における制度の紹介を行うだけでなく、より具体的に社会保障政策を理解することを促進するための複数の現場視察を効率的に組み込んでいる点が評価されており、効率性の高いプログラムとなっていると言える。
- 一度に ASEAN 諸国 10 カ国が省庁間の縦割りを超えて一堂に会し、参加者が相互に積極的な影響を与えながら、保健と福祉の連携による具体的な施策展開に繋がっている点からも、
→ 効率性の高い事業運営となっていると言える。

指標 2 について

- 巡回指導については、従来は実習実施機関を中心に行ってきた
→ 平成 21 年度より、受入れ団体に対する指導を強化（受入れ団体への巡回指導実施件数：98 件（平成 19 年度）→ 1397 件（平成 21 年））することで、1 回の指導で、1 団体のみならず、傘下の実習実施機関まで指導の効果が及ぶように方針を転換

→概ね2年間で全ての受入れ団体（1,807団体：21年度把握分）及び実習実施機関（23,716企業：21年度把握分）を巡回できるよう目標を設定しており、目標件数を上回っていることから、効率良く巡回指導を行っているものと評価できる。

（今後の方向性）

指標1について

- 社会保障と雇用政策を有機的に組み合わせることで、社会保障の効率化を目指すこと（アクティベーション）が日本を始め先進国では広く行われており、我が国が蓄積している社会セーフティネット構築の経験および知見をASEAN諸国に移転することが域内各国の持続的成長のために必要です。このため、今後、社会福祉、保健医療政策だけでなく雇用政策を担当するハイレベル行政官を我が国に招聘し、社会保障・雇用政策ハイレベル会合へ組み替える予定です。
- 会合の成果は、従来のASEAN+3保健大臣会合、社会福祉開発大臣会合に加え、雇用労働大臣会合に報告され、ASEAN事務局による政策提言の活用に努めます。

指標2について

○外国人研修・技能実習制度について

・技能実習修了認定証の交付を受けた技能実習生の割合が減少しているが、金融危機に伴う景気の悪化による影響と考えられ、今後は改善が見込まれる。

・巡回指導については、一定程度の成果が上がっている。

→次年度においては、効率的な巡回指導の実施などにより業務のあり方を見直すとともに、景気の回復に伴って、受入れ機関の倒産を理由として途中帰国する技能実習生が減少していることから、技能実習の継続支援に係る業務の執行を見直すことによって、予算を削減する。

5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

（1）施策小目標1「開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること」関係

（指標・目標値）

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者（各国の代表者）へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合 ※施策中目標の指標1と同じ （前年と同程度/毎年度）	-	-	4.1/5点 中	4.4/5点 中	4.2/5点 中
達成率		-	-	-	107%	95%
2	技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 ※施策中目標の指標2と同じ （95%以上/H17～H20） （90%以上/H21）	92%	93%	94%	91%	88%
達成率		97%	98%	99%	96%	98%
【調査名・資料出所、備考等】						
指標1について 資料出所：厚生労働省調べ（参加者からのアンケート5点満点評価の平均値）						
指標2について 資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者（各国の代表者）（人）	24	33	32	29	32
2	技能実習生から、実習修了時に技能実習目標を「十分に達成できた」との評価を受ける割合	-	97%	97%	96%	97%

3	技能実習生受入れ団体・企業に対する巡回指導件数	5,945 件	6,318 件	8,139 件	11,170 件	10,954 件
4	技能実習への移行者数（暦年）	32,394 人	41,000 人	53,999 人	62,520 人	62,207 人
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>参考統計 1 について 資料出所：厚生労働省調べ（会合参加者リストに基づく）</p> <p>参考統計 2 について 資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ</p> <p>参考統計 3 について 資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ</p> <p>参考統計 4 について 資料出所：法務省第 4 次出入国管理計画</p>						

（事務事業等の概要）

【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】

- 社会福祉及び保健医療の分野における ASEAN と日本の緊密な関係を更に発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するため、ASEAN 10 カ国から社会福祉と保健医療政策を担当するハイレベル行政官を招聘し、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を実施。
- ・本会合のテーマは ASEAN 諸国や ASEAN 事務局からの提案を受けて、ASEAN + 3 保健大臣会合、社会福祉大臣会合の議論などを踏まえ選定している。
 - これまで、高齢化社会への対応、母子・障害者福祉、社会的弱者（女性・児童）支援をテーマとし、福祉と保健分野の連携を軸に、中央政府と地方の連携、官民の役割分担、地域活動などについて議論を行ってきた。
- ・ASEAN 諸国からの参加者は（2003～2009年）延べ244名に上る。

【技能実習制度推進事業】

- 外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図り、研修生・技能実習生が修得した技能等を帰国後母国で活用することによって経済発展に資することを目的として、実習実施機関、技能実習生等に対する指導・援助を行うための以下の事務事業を実施
- ・実習実施機関等に対する巡回指導、技能実習生に対する母国語での電話相談等を行う「技能実習制度推進事業」

（評価と今後の方向性）

【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】

- 「会合が有効だった」とする割合は過去会合に於いて 5 点満点中 4 点以上と前年度と同等であり、本事業は有効だと評価されている。

- 平成 22 年 1 月に開催された ASEAN+3 社会福祉開発高級事務レベル会合において、第 7 回ハイレベル会合の結果が報告され、ASEAN 事務局および ASEAN 各国から、我が国に対するイニシアティブに謝意が表されると共に、今後も保健・福祉分野の連携強化を促進するための本会合の継続に高い期待が寄せられ、我が国の国際的評価や信用の向上に役立っている。
- また、本会合の開催前後に国連関係機関や ASEAN 各国を訪問しニーズ調査を行うことにより、ASEAN 諸国が抱える問題をよりの確に議論の内容に反映させています。これにより本会合参加者がより主体的に会合に参加することが促進され、各国の保健医療と福祉分野の連携による施策策定につながっており、本施策の中目標である「2 カ国間などの国際協力を推進すること」の達成に貢献しているといえる。
- 本会合参加者（各国の代表者）のアンケート調査および聞き取り調査から、関連施策の現場視察は非常に効果的であるという評価を得ている。現場レベルでの省庁間の横断的連携の実施は容易ではないにも関わらず、会合結果を踏まえて各国で省庁間の縦割りを越えた具体的な取り組みが始まっている。
 - 例 1) ミャンマー国では第 7 回会合開催後保健省と福祉省が連携した障害児リハビリテーション設立に向けた取り組みを始めた。
 - 例 2) ブルネイでは、第 7 回会合開催後保健省と文化青少年スポーツ省が合同でワーキンググループを立ち上げ、障害児ケアに対する支援対策について取り組みを始めた。
- また、日本を中心とした各国のより具体的な成功事例の共有を望む声が上がっていることから、テーマに沿った政策レベルの協議とともに具体的施策のアプローチについても検討できるよう改善を行う予定。

【技能実習制度推進事業】

- 技能実習修了証の交付を受けた技能実習生の割合は 88%であり、当初目標を下回った（指標 2：目標達成率 98%）
 - 経済情勢の悪化により、実習実施機関の倒産等を理由とする技能実習生の途中帰国が増加（3,626 人）したためと考えられる。仮に、これらの途中帰国者が、去年の技能実習生と同じ割合（91%）で技能実習を修了したとすると、技能実習修了証の交付を受けた技能実習生の割合は 91%となり、目標を達成したことになる。
- 97%の技能実習生から、技能実習目標を「十分に達成できた」との評価を受けた（参考指標 1）。
 - 実習実施機関等に対する 10,954 件の巡回指導を実施したことにより、
 - 実習実施機関等に対する適切な指導が行われることで、
 - 実習実施機関において技能実習生に対して適正な技能実習が行われた（法務省が「不正行為」に認定した外国人研修生・技能実習生の受入れ機関数
平成 20 年：452 機関 → 平成 21 年：360 機関）
と考えられ、技能実習制度推進事業は、一定の役割を果たしたと考えられる。
- 改正された「出入国管理及び難民認定法」の施行に伴い、実習実施機関に対する受入れ団体の監理責任が強化されている

→次年度においては、改正された制度において規制が強化された部分を中心として、受入れ団体への指導を重点的に行うなど、効率的な巡回指導の実施により業務のあり方を見直すとともに、景気の回復に伴って、受入れ機関の倒産を理由として途中帰国する技能実習生が減少していることから、技能実習の継続支援に係る業務の執行を見直すことによって、予算を削減する。

*各事業の詳細な評価は、別表を参照下さい。

6. 施策の随時の見直し - 現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
5月頃	企画評価委員会の開催	本事業受託業者を選定するための企画競争を行う。	本事業の実施に適切な受託業者を選定する。
7月頃	ASEAN+3 保健大臣会合	第7回ハイレベル会合の結果を報告し、今後の方向性についても協議する。	SEAN の大臣レベルでのニーズを把握し、その結果をハイレベル会合の議題設定、報告書に反映させる。
6~7月頃	事前調査・打ち合わせ	関係国際機関や ASEAN 諸国を訪問しニーズの把握と会議の調整を行う。	関連国際機関や ASEAN 諸国のニーズに合った議題設定とし、参加者の主体性を高める。
11月頃	ASEAN+3 社会福祉大臣会合	第8回ハイレベル会合の結果を報告し、今後の方向性についても協議する。	ASEAN の大臣レベルでのニーズを把握し、その結果をハイレベル会合の議題設定、報告書に反映させる。
2~3月頃	フォローアップ調査	会合開催から約6ヶ月後に、会合で合意した事項における各国の取り組みなどをフォローアップする。	フォローアップの結果を踏まえ、前回会合の結論の実効性を検証するとともに、次回会合での議題設

			定に反映させる。
--	--	--	----------

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

8. 有識者の知見の活用について

本評価書は、原案を下記有識者にご覧いただき、その際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。

【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】

- (ア) 平成22年7月16日 : 筑波大学大学院ビジネス学科研究科教授・江口 隆裕先生
- (イ) 平成22年8月29日 : 独立行政法人 国立国際医療研究センター
国際医療協力部国際派遣センター長・仲佐 保先生

【技能実習制度推進事業】

平成22年8月11日 : 学習院大学経済学部教授・今野 浩一郎先生

9. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

3 (1) 関係

政府開発援助（ODA）大綱（外務省ホームページ）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou/pdfs/taiko.pdf>

国連ミレニアム開発目標（MDGs）（外務省ホームページ）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>

リヨンサミット（1996年6月27～29日開催）（外務省ホームページ）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/lyon/index.html>

世界福祉構想（外務省ホームページ）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04_hakusho/ODA2004/html/cha/hc02054.htm

技能実習制度推進事業運営基本方針（平成5年4月5日厚生労働大臣公示）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/kouji/new.html>

3 (2) 関係

規制改革推進のための3カ年計画（再改定）（平成21年3月31日閣議決定）

（内閣府ホームページ）

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2009/0331/index.html>

3 (3) 関係

「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」（総務省ホームページ）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/081216_1_2.pdf

5 (1) 関係

ハイレベル会合結果概要

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/asean/>

平成21年の「不正行為」認定について（法務省ホームページ）

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/press_100312-1.html

10. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。また、本評価書中で言及した新しい事業や税制改正要望について、事前評価を実施しているものについては掲載先のURLをあわせて示しています。

別図 政策体系（X-1-2）

別表1-1 「ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合事業」（事業評価シート）

別表1-2 「技能実習制度推進事業」（事業評価シート）

【別紙1】

政策体系番号：X - 1 - 2

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】		
基本目標 X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること									
X-1-1	大臣官房国際課(麻田千穂子課長)	X-1 国際社会への参画・貢献を行うこと	X-1-1 国際機関の活動へ参画・協力し、国際社会に貢献すること		< 施策中目標に係る指標 >				
					1	プロジェクト(国際労働機関が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための各種事業)毎に設定されている計画目標(immediate objectives)の達成状況	前プロジェクトと同程度/各プロジェクト終了時	100% (平成20年度) 【100%】	
					2	アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合	80%/毎年度	88% (平成20年度) 【110%】	
					3	OECD事業実施報告における厚生労働省が拠出した事業の質に対する各国評価平均	中程度(medium)=3以上/2年に1回	4.02 (平成20年度) 【134%】	
					< 施策小目標に係る指標 >				
					1	国際労働機関が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための事業等に対して協力すること	プロジェクト(国際労働機関が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための各種事業)毎に設定されている計画目標(immediate objectives)の達成状況	前プロジェクトと同程度/各プロジェクト終了時	100% (平成20年度) 【100%】
						・ 拠出金事業による技術協力事業(世界保健機関との共同事業を含む)			
						・ アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)に対する協力	アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合 ※施策中目標に係る指標2と同じ	80%/毎年度	88% (平成20年度) 【110%】
					2	世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること	主な流行性疾患への備えと対応のために、国家準備計画と標準的作業手順が設置された国の数	前年以上/毎年	139カ国 (平成21年度) 【154%】
						・ 拠出金事業による技術協力事業			
	・ 開発途上国におけるエイズ対策の推進	国連共同エイズ計画(UNAIDS)による支援を受け、エイズ治療とケアサービスを拡大した国の数	前年以上/毎年	71カ国 (平成20年度)					
3	経済協力開発機構が行う研究・分析事業に対して協力すること	OECDの雇用労働社会分野の研究・分析への協力 OECDの医療分野の研究・分析への協力	OECD事業実施報告における厚生労働省が拠出した事業の質に対する各国評価平均	中程度(medium)=3以上/2年に1回	4.02 (平成20年度) 【134%】				
評価予定表							備考		
19	20	21	22	23					
実績	モニ	実績	モニ	実績					

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
基本目標 X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること																	
X-1-2	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業：大臣官房国際課国際協力室 (武井貞治室長) 技能実習制度推進事業：職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室 (福澤義行室長)	X-1 国際社会への参画・貢献を行うこと	X-1-2 二国間等の国際協力を推進すること		＜施策中目標に係る指標＞												
					1 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合	前年と同程度/毎年度	4.2/5点中【95%】 (平成21年度)										
			2 技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合		90%以上/平成21年	88% (平成21年)【98%】											
			＜施策小目標に係る指標＞														
施策小目標 1	開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること	・ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業 ・技能実習制度推進事業	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合 ※施策中目標に係る指標 1 と同じ	前年と同程度/毎年度	4.2/5点中【95%】 (平成21年度)												
			技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 ※施策中目標に係る指標 2 と同じ	90%以上/平成21年	88% (平成21年)【98%】												
評価予定表						備考											
<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>						19	20	21	22	23	モニ	実績	モニ	実績	モニ		
19	20	21	22	23													
モニ	実績	モニ	実績	モニ													

政策評価体系上の位置付、通し番号		X-1-2-(1)						
事業評価シート								
予算事業名	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合事業	事業開始年度	平成15年					
担当部局・課室名 作成責任者	大臣官房国際課（国際課長 麻田千穂子）							
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	厚生労働省設置法第4条第1項109号							
関係する通知、計画等	政府開発援助大綱、国連ミレニアム開発目標							
予算体系	(項) 国際協力費 (大事項) 国際協力の推進に必要な経費 (目) 政府開発援助衛生関係指導者養成等委託費							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：（社）国際厚生事業団）							
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）							
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	3/10	常勤役員数	1/1	非常勤役員数	2/9	監事等	1/2
	職員総数	21	内、官庁OB	1	役員報酬総額	12.5百万円	官庁OB役員報酬総額	12.2百万円
	積立金等の額	該当なし	内訳	該当なし	今後の活用計画	該当なし		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	特にASEAN地域に焦点を当て、社会福祉および保健医療を一つの省で扱っている我が国の経験を伝えることを通じて、国際社会に貢献する観点から、特にASEAN地域に焦点を当て、社会福祉および保健医療の分野における連携をさらに強化するとともに、緊密な関係を更に発展させ、また、当該分野での人材育成を強化し、また、ASEANと日本の緊密な関係を更に発展させるため、本事業を実施する。						
	対象 (誰/何を対象に)	ASEAN10カ国の社会福祉と保健医療政策を担当する局長級行政官						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	・毎年1回、日本において開催し、ASEAN諸国やASEAN事務局と連携を図りつつ、人材育成、高齢化社会への対応、母子・障害者保健福祉、社会的弱者（児童・女性）支援を会合のテーマとし、福祉、保健サービスの連携を軸に、中央政府と地方政府との連携、官民の役割分担、コミュニティー活動などについて議論を行う。 ・当該会合のテーマはASEAN諸国やASEAN事務局からの提案を受けて、ASEAN+3保健大臣会合、社会福祉大臣会合の議論などを踏まえ選定しており、平成21年度会合は「共生社会の構築（障害者の自立、自己実現と社会参加）～福祉と保健、医療システムの連携を通じて～」をテーマとして議論を行った。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	31 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	1 百万円		担当正職員	535 千円	2	人	
	総計	32 百万円		臨時職員他	0 千円	0	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	41						
	H19(決算上の不用額)	1						
	H20(決算額)	38						
	H20(決算上の不用額)	1						
	H21(予算(補正込))	39						
	H21(決算見込)	39						
H22予算	32							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	(目) 政府開発援助衛生関係指導者養成等委託費 32百万円							

政策評価体系上の位置付、通し番号		X-1-2-(1)				
事業評価シート						
予算事業名		ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合事業		事業開始年度	平成15年	
担当部局・課室名 作成責任者		大臣官房国際課（国際課長 麻田千穂子）				
事業/制度の 必要性		<p>○東南アジア諸国を始めとするアジア・太平洋地域の開発途上国は、1997年のアジア通貨危機を乗り越えたためさまざまな経済発展を遂げ、現下の金融・経済危機の影響も徐々に克服しつつある。しかしながら、これまでの経済成長の成果は十分に行き渡っておらず、貧富の差は非常に大きく、貧困削減等に関するMDGsの達成が危ぶまれている。これらの背景より、シンガポールAPEC首脳会議宣言においても、「あまねく広がる成長（inclusive growth）」の必要性を強調しており、ピッツバーグG20サミット首脳声明においては、開発途上国における失業、疾病などのリスクから人々を保護するためのセーフティネットの不備が指摘されている。我が国としても、「東アジア共同体構想」に格差是正、貧困削減などのアジアが抱える課題に対して 社会的セーフティネットの構築など、我が国の地域、経験を活用することを盛り込んだところである。</p> <p>○とりわけASEAN諸国の産業社会の着実な発展は、少子高齢化や核家族化などといった、かつて我が国が経験した急速な人口構造・家族形態の変容をもたらしつつある。</p> <p>→アジアにおける先駆的取り組みとして我が国が講じてきた社会保障諸政策に対して、各国からの期待は非常に高くなっている。</p> <p>→また、本事業は、2004年から開催されている、ASEAN+3（日・中・韓）保健大臣会合、社会福祉大臣会合を支える事業として位置づけられるとともに、我が国が進める「東アジア共同体」構想の具体化に資するものである。</p>				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担						
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		当該会合開催事業参加者 （各国の代表者）	人	32	29	32
	予算執行率		%	98%	97%	100%
アウトカム	達成目標 （指標、達成水準/ 達成時期）、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		当該会合開催事業参加国へのアンケート調査に於いて「会合が有効だった」とする割合		4.1/5点中	4.4/5点中	4.2/5点中
事業/制度の 自己評価 （アウトカム指標の分析。適宜アウトプット 指標に言及）		参加国に対するアンケートによると「会合が有効だった」とする割合は平成21年度会合に於いて5点満点中4点以上と前年度と同等。よって当該事業は有効であるといえる。				
今後の 方向性	見直しの方向性 （より効率的・効果的な事業とする 観点から） （担当部局案）	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業においては、社会保障分野全体における保健・福祉の連携をより発展させるため、労働政策など他の分野との連携を図り、ASEAN諸国の社会セーフティネット全体の構築支援の強化に資することを検討中。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 （諸外国での類似事業 の例など）		諸外国における当該分野での類似会合は散見されるものの、会合の成果の数値化は確認できず比較が困難である。例：China-ASEAN meeting on SARS(2003年)、ASEAN-China High Level Seminar in Social Insurance(2009年)				
特記事項 （事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取り組み、目標達成のための関連事業等）		1996年に開催されたりヨンサミットにて我が国が提唱した「世界福祉構想」を受け、東アジアを中心とする地域協力を推進すべく、1997年より2002年まで東アジア社会保障担当大臣閣僚会合を開催し、社会保障分野における協力関係を図っており、本事業は、その実績を踏まえ、平成15年より実施している。				

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

政策評価体系上の位置付、通し番号		X-1-2-(2)						
事業評価シート								
予算事業名	技能実習制度推進事業	事業開始年度	平成5年度					
担当部局・課室名 作成責任者	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室 (外国人研修推進室長 福澤 義行)							
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	雇用保険法第63条第1項第7号							
関係する通知、計画等	技能実習制度推進事業運営基本方針 (平成5年4月5日厚生労働大臣公示)							
予算体系	(項)国際協力費(一般会計)、若年者等職業能力開発支援費(労働保険特別会計雇用勘定)(大事項) (目)政府開発援助技能実習制度推進事業等委託費(一般会計)、若年者等職業能力開発支援事業委託費(労働保険特別会計雇用勘定)							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: (財)国際研修協力機構)							
	<input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:)							
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	8/31	常勤役員数	5/6	非常勤役員数	3/25	監事等	1/3
	職員総数	272	内、官庁OB	107	役員報酬総額	105百万円 (年額)	官庁OB役員 報酬総額	89百万円 (年額)
	積立金等の額	2,198百万円	内訳	基金: 1,200百万円 積立預金・引当預金: 998百万円		今後の 活用計画	制度改正に伴い、基金の一部を改変	
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	実践的な技術、技能等の開発途上国への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする技能実習制度の適正かつ円滑な推進のため、技能実習生受入れ企業・団体に対する指導・支援、技能実習生からの相談等を行う。						
	対象 (誰/何を対象に)	(財)国際研修協力機構に支出することにより、技能実習生及び技能実習生受入れ企業・団体に対する支援を行う						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	(財)国際研修協力機構に委託して以下の事業を行う。 ①受入れ団体・企業に対する巡回指導、技能実習計画の受付・審査、研修生・技能実習生に対する母国語電話相談のためのホットラインの設置、技能実習の継続支援等の実施 ②技能等の評価についての評価試験の受験指示や結果把握 ③企業の研修指導員に対する講習会の開催及び円滑な連絡体制を構築するための地方関係行政機関との連絡協議会等の実施						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	147 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	
	人件費	271 百万円		担当正職員	205,714 千円	45	人	
総計	418 百万円	臨時職員他		64,854 千円	27	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	380						
	H19(決算上の不用額)	0						
	H20(決算額)	546						
	H20(決算上の不用額)	54						
	H21(予算(補正込))	509						
	H21(決算見込)	509						
H22予算	418							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	委託費: 416百万円(うち人件費271百万円) 旅費: 1百万円 庁費: 1百万円							

政策評価体系上の位置付、通し番号		X-1-2-(2)				
事業評価シート						
予算事業名	技能実習制度推進事業	事業開始年度	平成5年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室 (外国人研修推進室長 福澤 義行)					
事業/制度の 必要性	技能実習制度は、開発途上国への技能移転を通じた国際協力を目的とする制度である。平成5年の制度創設以来、本制度による外国人研修生・技能実習生の数は年々増え続け、現在では約20万人の外国人研修生・技能実習生が我が国に滞在している。 しかしながら、一部の受入れ企業・団体において、技能移転を行うことなく、不適切な研修・技能実習が行われていたり、技能実習生に対する賃金未払い等の事案が発生していることから、その適正化が求められているところであり、適正で実効ある技能移転のため、引き続き事業を実施する必要がある。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	受入れ団体・企業に対する巡回指導や技能実習生からの電話相談があった際に、法令違反が疑われる場合には、関係行政機関に通報を行うこととしている。					
アウト プット	活動実績	【指標】（達成水準／達成時期） 技能実習生受入れ企業・団体に対する巡回指導件数（8,000件/平成19年度、10,000件/平成20年度、10,500件/平成21年度）	単位 件	H19年度実績 8,139	H20年度実績 11,170	H21年度実績 10,954
	予算執行率		%	99.8	100	100
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 (95%以上/平成19、20年度、90%以上/平成21年度)	%	94% 【99%】	91% 【96%】	88% 【98%】
		技能実習生から、実習修了時に技能実習目標を 「十分に達成できた」との評価を受ける割合 (80%以上/平成19、20、21年度)	%	97% 【122%】	96% 【120%】	97% 【122%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	平成21年においては、技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合は88%であり、目標（90%）を下回ったが、これは経済情勢の悪化により、受入れ企業の倒産等を理由とする技能実習生の途中帰国者が著しく増加（3,626名）したことによる。仮にこれらの途中帰国者が昨年の技能実習生と同じ割合（91%）で技能実習を修了したとすれば、技能実習修了認定証を受けた技能実習生の割合は91%となり、目標を達成したことになる。 また、技能実習生から技能実習目標を「十分に達成できた」と評価される割合が97%（目標値：80%）であり、巡回指導の件数も10,954件（目標値：10,500件）であるため、本事業は一定の成果を挙げたものと評価できる。					
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	効率的な巡回指導の実施などにより業務のあり方を見直すとともに、景気の回復に伴って、受入れ機関の倒産を理由として途中帰国する技能実習生が減少していることから、技能実習の継続支援に係る業務の執行を見直すことによって、予算を削減する。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業 等)	<ul style="list-style-type: none"> 平成5年 技能実習制度の創設に伴い事業開始 平成21年 出入国管理及び難民認定法の改正（平成22年7月施行） 効率的な事業実施の観点から、巡回指導の実施体制の見直しを中心に、22年度予算を対前年度比18%削減 					